

食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画  
 (令和8年度から令和 12 年度まで)(案)  
 (令和7年 12 月 17 日時点版)

## 1. 基本的な考え方

国際的に合意されたリスクアナリシスの枠組みに従った、科学に基づいた食品安全行政の推進のため、科学的原則に基づくリスク管理と消費者の視点に立った施策を実施する上で必要となるサーベイランス<sup>1</sup>・モニタリング<sup>2</sup> の着実な実施が重要である。また、新たな食料・農業・農村基本計画（令和7年4月）では、今後、気候変動による危害要因の濃度分布や発生実態の変動、科学的知見の蓄積、国際的な動向等により、顕在化する可能性のある新興の危害要因への対応が必要なことを指摘している。

このため、令和8年度から令和 12 年度までの5年間における、食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画を以下のとおり定める。

## 2. 調査対象及び優先度分類の考え方

- (1) サーベイランス・モニタリングの調査対象は、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（以下「優先リスト」という。）に基づいて、危害要因と食品群又は飼料の組合せを決定する。
- (2) サーベイランス・モニタリングの優先度は、優先リストにおける危害要因の分類、食品中の危害要因の含有実態や食品の摂取量に加え、これまでの実態調査の実施状況、調査目的に合致した分析法の有無、国内外の動向を考慮して、以下の2区分に分類する。
  - A : 期間内に実施
  - B : 期間内に可能な範囲で実施
- (3) リスク管理検討会の場で、技術的な知見を含めて関係者の意見・情報を求め、必要に応じてサーベイランス・モニタリング中期計画に反映させる。
- (4) 飼料に含まれる有害化学物質に関するサーベイランス・モニタリングに関しては、食品安全の観点から飼料の管理が重要となるもの、すなわち、飼料から畜水産物への移行や蓄積が問題になる（もしくは問題となる可能性がある）場合に限り、本計画に掲載する。

<sup>1</sup> 問題の程度、又は実態を知るための調査。

<sup>2</sup> 矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査。

### 3. 調査対象

別紙のとおり。

### 4. 留意事項

- (1) 計画期間中に食品安全に関する新たな課題が顕在化した場合、本計画に掲載しているかを問わず、食品又は飼料中の危害要因の含有実態について、緊急的に調査を実施する。
- (2) 危害要因を含有する可能性がある食品又は飼料の範囲がわからない場合や、十分な含有実態データが存在せず、調査設計に必要な統計量が不明な場合は、トータルダイエットスタディや予備的な調査を実施する。
- (3) 国際的なリスク評価やコーデックス委員会における基準値や実施規範の検討等に対応が必要になった場合、本計画に含まれているかを問わず、食品又は飼料中の危害要因の含有実態について調査を実施する。
- (4) 国際規格の必要性が検討されている品目や輸出重点品目については、国内における食品安全上の課題が顕在化していない場合であっても、必要な危害要因の調査を実施する。
- (5) サーベイランス・モニタリングの一連の手続きは、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に従う。
- (6) サーベイランス・モニタリングに係る分析の実施に当たっては、ISO/IEC 17025の認定を取得している試験室での実施を基本として、適切な精度管理を行うこと及び妥当性が確認された分析法を用いること等を試験室の条件とする。
- (7) 本計画に掲載している調査のほか、事業者等と連携して、リスク管理措置案の検討のために行う調査、新たな分析法の導入等に必要な調査も必要に応じて実施する。

## サーベイランス・モニタリング中期計画(調査対象)

優先度A 期間内にサーベイランスを実施

調査対象		調査の目的
危害要因	食品群等	
タイプB トリコテセン類	農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産麦類について、産地における低減対策の効果を検証するため、含有実態を把握。</li> <li>その他の国産農産物について、必要に応じて、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。</li> <li>農産物のかび毒汚染は、気象条件の影響を受け、著しい年次変動があることから、継続的に調査し、汚染の程度を把握。</li> </ul>
鉛	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、輸出重点品目等を対象に含有実態を把握。</li> </ul>
	水産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーデックス委員会において最大基準値の設定が検討される、または想定される品目を対象に、国際基準に我が国の実態を反映させるとともに、必要に応じて安全性を向上させる措置を検討するため、含有実態を把握。</li> </ul>
カドミウム	農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な国産農産物について、最新の含有実態を把握。</li> <li>コメについて、生産現場で実行可能なコメ中のヒ素低減技術の確立及び普及の進捗状況に応じて、ヒ素の低減対策の普及がコメ中のカドミウム濃度に及ぼす影響を評価するため、含有実態を把握。</li> </ul>
	水産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーデックス委員会において最大基準値の設定が検討される、または想定される品目を対象に、国際基準に我が国の実態を反映させるとともに、必要に応じて安全性を向上させる措置を検討するため、含有実態を把握。</li> </ul>
メチル水銀	水産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーデックス委員会におけるマグロ類中のメチル水銀の最大基準値の設定の議論に我が国の実態を反映させるため、含有実態を把握。</li> </ul>
ヒ素	農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>コメについて、生産現場で実行可能な低減技術の確立及び普及の進捗状況に応じて、低減対策の有効性を検証するため、含有実態調査を把握。</li> </ul>
	水産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーデックス委員会において最大基準値の設定が検討される、または想定される品目を対象に、国際基準に我が国の実態を反映させるとともに、必要に応じて安全性を向上させる措置を検討するため、含有実態を把握。</li> </ul>
生体アミン類	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産加工品や発酵食品について、事業者の自主的な取組による低減対策の効果を検証するため、または食品の安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。</li> </ul>
アクリルアミド	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な品目について、「食品中のアクリルアミド低減のための実施指針」等に基づく事業者の自主的な低減効果を検証するため、含有実態を把握。</li> </ul>

調査対象		調査の目的
危害要因	食品群等	
3-MCPD 脂肪酸エステル類	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料油脂の段階での低減が重要であることが明らかとなっていることから、直近の調査において比較的高い濃度で検出された食用油脂等について、事業者による自主的な低減対策の効果を検証するため、含有実態を把握。</li> </ul>
グリシドール脂肪酸エステル類	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料油脂の段階での低減が重要であることが明らかとなっていることから、直近の調査において比較的高い濃度で検出された食用油脂等について、事業者による自主的な低減対策の効果を検証するため、含有実態を把握。</li> </ul>
2-クロロエタノール	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内流通する加工食品に、エチレンオキシドの使用や意図しない生成によって 2-クロロエタノールが含有する可能性を検証するため、含有の状況を把握。</li> <li>2-クロロエタノールの含有が確認された場合には、当該品目への含有原因等を解明し、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、詳細な含有実態を把握。</li> </ul>
ダイオキシン類（コプラナ-PCB を含む）	畜産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、含有実態を継続的に把握。</li> </ul>
	水産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、含有実態を継続的に把握。</li> </ul>
	飼料	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、畜水産物のダイオキシン類残留の主要な経路である飼料について、ダイオキシン類の含有実態を継続的に把握。</li> </ul>
パーフルオロアルキル化合物 (PFAS)	農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>「有機フッ素化合物 (PFAS)」の食品健康影響評価を踏まえた、国産農産物中の PFAS 濃度分布に関するデータの充実化と必要な対応の検討。</li> <li>主要な穀類、指定野菜や指定野菜に準じる野菜類、果実類のうち、未調査の品目を調査。</li> <li>調査結果は、我が国の実態としてコーデックス委員会における PFAS の議論にも活用。</li> </ul>
	畜産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産畜産物中の PFAS 濃度分布に関するデータの充実化と必要な対応の検討。</li> <li>調査結果は、我が国の実態としてコーデックス委員会における PFAS の議論にも活用。</li> </ul>
	水産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産水産物中の PFAS 濃度分布に関するデータの充実化と必要な対応の検討。</li> <li>国内で生産や水揚げがある水産物について、生産量や消費量などを勘案し、未調査の品目を調査。</li> <li>調査結果は、我が国の実態としてコーデックス委員会における PFAS の議論にも活用。</li> </ul>
鉱物油炭化水素類	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内流通する食品に鉱物油炭化水素類が混入する可能性を検証するため、含有の状況を把握。</li> <li>鉱物油炭化水素類の混入が認められた場合には、当該品目への混入原因等を解明し、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、詳細な含有実態を把握。</li> </ul>

優先度A 期間内にモニタリングを実施

調査対象		調査の目的
危害要因	食品群等	
アフラトキシン B <sub>1</sub>	飼料	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産とうもろこし子実については、かび毒低減対策に関する通知の効果を検証するため、また、とうもろこし子実以外の国産飼料については、低減対策等の必要性を検討するため調査を実施。</li> <li>飼料の基準の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。</li> <li>調査の結果は、リスク管理措置の検討に活用。</li> </ul>
鉛	飼料	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料の基準の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。</li> <li>調査の結果は、リスク管理措置の検討に活用。</li> </ul>
カドミウム	飼料	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料の基準の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。</li> <li>調査の結果は、リスク管理措置の検討に活用。</li> </ul>
水銀	飼料	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料の基準の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。</li> <li>調査の結果は、リスク管理措置の検討に活用。</li> </ul>
ヒ素	飼料	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料の基準の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。</li> <li>調査の結果は、リスク管理措置の検討に活用。</li> </ul>

優先度B 期間内に可能な範囲でサーベイランスを実施

調査対象		調査の目的
危害要因	食品群等	
総アフラトキシン	農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産農産物について、気候変動等の影響により汚染されるリスクが高まった際には、必要に応じて、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。</li> </ul>
ゼアラレノン	農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産麦類については含有濃度が低く、現時点では安全性を向上させる措置は不要と判断しているが、気候変動等による影響について把握するため、含有実態を把握。</li> <li>その他の国産農産物について、必要に応じて、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。</li> </ul>
オクラトキシン A	飼料	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産物の安全確保の観点を含めて、リスク管理措置の要否を検討するため、含有実態を把握。</li> </ul>
タイプ A トリコテセン類	農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産麦類については含有濃度が低く、現時点では安全性を向上させる措置は不要と判断しているが、気候変動等による影響について把握するため、含有実態を把握。</li> <li>その他の国産農産物について、必要に応じて、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。</li> </ul>
	飼料	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産物の安全確保の観点を含めて、リスク管理措置の要否を検討するため、含有実態を把握。</li> </ul>
ステリグマトシスチン	飼料	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産物の安全確保の観点を含めて、リスク管理措置の要否を検討するため、含有実態を把握。</li> </ul>
パツリン	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産のりんご果汁等について、自然災害等により被害果実が大量に発生した際には、非常時における現行の安全性を向上させる措置の有効性を確認するため、必要に応じて、含有実態を把握。</li> </ul>
麦角アルカロイド類	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーデックス委員会におけるリスク管理措置に関する議論に我が国の実態を反映するため、リスク管理措置の検討対象となる加工食品を対象に含有実態を把握。</li> </ul>
鉛	農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産農産物のうち、特に主要なばく露源となりうる品目について、最新の含有実態を把握。</li> </ul>
タリウム	農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産農産物について、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。</li> </ul>
ニッケル	農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産農産物について、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。</li> </ul>
多環芳香族炭化水素類	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の調査結果を踏まえ、特に主要なばく露源となりうる品目(調理食品を含む)や、諸外国での規制の対象となり得る輸出重点品目とその原料について、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、最新の含有実態を把握。</li> </ul>
フラン及びアルキルフラン類	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>フランと同時に検出されることがあるアルキルフラン類を含めて、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、過去の調査でフランの濃度が比較的高かった加工食品について、フラン及びアルキルフラン類の含有実態を把握。</li> </ul>

調査対象		調査の目的
危害要因	食品群等	
トランス脂肪酸	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>食用油脂及び食用油脂を原材料に含む加工食品について、事業者の自主的な取組により低減が確認された品目については低濃度の維持、自主的な取組による低減が十分ではない品目については低減対策の進捗を検証するため、含有実態を把握。</li> </ul>
ニトロソアミン類	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内における食品中のニトロソアミン類の適切な感度の分析法による分析体制が確立された後に、ばく露源となり得る品目（調理食品を含む）を対象に、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、主要な分子種を対象に含有実態を把握。</li> </ul>
ダイオキシン類 (コプラナー-PCBを含む)	農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、農産物中のダイオキシン類の濃度の含有実態調査を必要に応じて実施。</li> </ul>